

令和8年度ダイオキシン類測定業務委託仕様書

1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項の規定による大気、公共用水域水質、底質、地下水質及び土壌のダイオキシン類の常時監視業務について必要な事項を定め、委託業務の適正な実施を期するものとする。

2 業務の内容

本仕様書に掲げる調査地点において、ダイオキシン類の試料採取及び測定を行う。

測定に必要な機器及びその他業務の遂行に付随し必要となる消耗品等は、受託者が準備、負担するものとする。

3 調査地点

(1) 大気（1地点）

対象媒体	調査地点・施設	調査時期	調査回数
大気	那覇市保健所 (那覇市与儀 1-3-21)	① 春季（4月～5月） ② 夏季（7月～8月） ③ 秋季（10月～11月） ④ 冬季（1月～2月）	年4回

(2) 公共用水域水質（2地点）

対象媒体	調査地点・施設	調査時期	調査回数
水質 (河川、海域)	国場川真玉橋 (河川)	7月～10月	各地点 年1回
	那覇港海域泊港内 (海域)		

(3) 底質（2地点）

対象媒体	調査地点・施設	調査時期	調査回数
底質 (河川、海域)	国場川真玉橋 (河川)	7月～10月	各地点 年1回
	那覇港海域泊港内 (海域)		

注1) 公共用水域水質及び底質の調査地点は同一地点とする。

(4) 地下水質 (1 地点)

対象媒体	調査地点・施設	調査時期	調査回数
地下水質	首里地区 (詳細は別途指示)	7月～10月	年1回

(5) 土壌 (1 地点)

対象媒体	調査地点・施設	調査時期	調査回数
土壌	首里地区 (詳細は別途指示)	7月～10月	年1回

4 調査項目

法第 26 条第 1 項に規定するダイオキシン類とする。

5 試料の採取及び測定方法

試料の採取及び測定方法は、次に示す方法により実施すること。

(1) 大気

① 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(令和 4 年 3 月改訂 環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室及び大気環境課) に定める方法

② 試料の採取方法は、7 日間連続採集方法とする。

(2) 公共用水域水質

工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法 (JIS K0312 : 2020)

(3) 底質

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(令和 4 年 3 月改定 環境省水・大気環境局水環境課) に定める方法

(4) 地下水質

工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法 (JIS K0312 : 2020)

(5) 土壌

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和 4 年 3 月改定 環境省水・大気環境局土壌環境課) に定める方法

6 関連調査項目

試料の採取時には、次に示す関連調査を行う。

(1) 大気

① 天候、気温、気圧、湿度、風向、風速を測定すること。なお、測定は原則として受託者が行うこととするが、引用元を明記の上、気象庁等のデータを使用しても差し支えない。

② 調査時の写真

※調査開始日(春季、夏季、秋季、冬季の時期別ごと)に調査施設(那覇市保健所保健総務課)に工程表、緊急連絡先を提出する。

(2) 公共用水域水質

① 天候（前日及び当日）、採取位置、採取水深、測定試料量、色、濁り、臭気、水温、水素イオン濃度、浮遊物質量を測定すること。

② 調査時の写真

(3) 底質

① 天候（前日及び当日）、採取水深、測定試料量、堆積物の組成、土色、臭気、強熱減量を測定すること。

② 調査時の写真

(4) 地下水質

① 天候、調査地点の緯度・経度、井戸深度、浅深井戸の別、用途区分、測定試料量、色、濁り、臭気、水温、水素イオン濃度、浮遊物質量を測定すること。

② 調査時の写真

(5) 土壌

① 天候、調査地点の緯度・経度、土地利用情報、採取深度、測定試料量、試料採取区分、含水率、強熱減量、土性、土色

② 調査時の写真

7 精度管理等

(1) 業務の遂行に当たっては、「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（平成22年3月31日改訂 環境省公表。以下「指針」という。）に基づく精度管理を行うこと。

(2) 受託者は、契約締結後、速やかに指針第1部第3章1の品質保証・品質管理計画又はこれに準じる文書を1部提出すること。

(3) 検出及び定量下限は、マニュアル等に示された検出及び定量下限値以下に設定すること。

8 結果の表示

(1) 毒性等価係数

測定結果については、WHO/IPCS (2006) による毒性等価係数 (TEF) を用いて毒性等量 (TEQ) 値を算出すること。

(2) 毒性等量 (TEQ) の算出

定量下限以上の値と定量下限未満で検出下限値以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満のものは試料における検出下限の 1/2 の値を用いて各化合物の毒性等量を算出し、それらを合計して毒性等量を算出すること。

ただし、土壌については、定量下限以上の値はそのままの値を用い、定量下限未満で検出下限以上の値と検出下限未満のものは0（ゼロ）として各化合物の毒性等量を算出する。併せて、定量下限以上の値と定量下限未満で検出下限値以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満のものは試料における検出下限の 1/2 の値を用いて各化合物の毒性等量を算出し、それらを合計して求めた値を参考値として付記すること。

9 関係書類の提出

(1) 測定業務実施計画書

受託者は、契約締結後、速やかに測定業務実施計画書を1部作成し、委託者に提出すること。

(2) 調査結果報告書

受託者は、業務完了後、調査ごとに次に示す事項について取りまとめた報告書を1部作成し、委託者に提出すること。また、電子媒体によりデータでも提出すること。

- ① ダイオキシン類調査結果（実測濃度、毒性等量）
- ② 測定結果の濃度計量証明書（MLAP）
- ③ 精度管理報告書
- ④ 各試料のクロマトグラム等
- ⑤ 試料採取地点図
- ⑥ 調査時の写真及び天候等（「6 関連調査項目」で定める項目）

(3) 環境省報告様式

環境省が示す「ダイオキシン類環境測定結果報告システム」に調査結果を記入し、報告書及び電子媒体によりデータで提出すること。

10 適正な労働環境の確保

労働基準法その他の法令規則を遵守すること。